

情報掲載者登録申込書の確認団体による捺印について

1. まつりーと情報掲載者登録申込書において、申込者が情報を掲載するにふさわしい団体または個人であることの確認欄に記入押印する者は次のいずれかとします。ただし、右欄に掲げる書類を添付してください。

(1) 自治体*の担当者	
(2) 商工会議所、商工会*、観光協会*、農協の担当者	
(3) 公益財団法人、公益社団法人の担当者	法人の登記簿謄本または公益の認定書の写し
(4) 認定 NPO の担当者	認定書の写し
(5) (2)に掲げる者の会員である団体・法人の担当者	会員であることを証する書類*
(6) 公益社団法人または認定 NPO の会員である団体・法人の担当者	(3)または(4)の書類及び会員であることを証する書類*
(7) 一般財団法人地域伝統芸能活用センターの評議員、役員	

2. 次に掲げる者については、確認欄の記入押印は不要です。ただし、右欄に掲げる書類を添付してください。

(1) 自治体*	
(2) 商工会議所、商工会*、観光協会*、農協	
(3) 公益財団法人、公益社団法人	登記簿謄本または認定書の写し
(4) 認定 NPO	認定書の写し
(5) (2)に掲げる者の会員または役員もしくは管理職員	会員または役員もしくは管理職員であることを証する書類*
(6) 公益社団法人または認定 NPO の会員または役員、公益財団法人の役員もしくは管理職員	(3)または(4)の書類及び会員または役員もしくは管理職員であることを証する書類*
(7) 一般財団法人地域伝統芸能活用センターの評議員、役員または職員	
(8) (1)から(7)に掲げる者が構成員の 3 分の 2 以上である団体	会員名簿*及び(3)ないし(6)に掲げる者についてそれぞれの右欄の書類

注

*自治体には、自治体の機関、国の機関、特殊法人及び独立行政法人並びにこれらの役員を含む。

*商工会には商工会連合会を含む。

*観光協会には、観光協会の団体である観光連盟等及び日本観光振興協会並びに J N T O を含む。

*会員または役員であることを証する書類には、団体の公印または担当者の記名押印があること。

*2.(8)の会員名簿については、「この名簿が本会の会員全体の名簿に相違ありません。」旨及び年月日を記載し、1. に掲げる者のいずれかが記名押印したものであること。